算定基礎届の電子申請(電子媒体での提出)

健康保険・厚生年金保険の算定基礎届の電子申請を行う場合、

- 1. e-Gov ヘデータを直接送信する方法
- 2. マイナポータルへ直接送信する方法
- 3. CSV ファイルを作成し、CD DVD 等で提出する方法の3つがあります。

この PDF では『PCA 給与シリーズ』を利用して、算定基礎届のデータを CD・DVD 等の電子媒体でする方法をご案内いたします。

e-Gov やマイナポータルへ直接送信する場合については、各 PDF をご参照ください。

【事前準備】

① 届書作成プログラム(仕様チェックプログラム)のインストール

日本年金機構のホームページでは、届書作成プログラムをダウンロードできます。 届書作成プログラム内の機能として仕様チェックプログラムがあり、データのチェックを行う際に 利用しますので、最新の届書作成プログラムのインストールを行ってください。

届書作成プログラム(ダウンロードページ):

https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/program/download.html

② 社会保険マスターの確認

「前準備」—「社会保険の登録」にて、電子申請で利用する項目が正しく入力されているかを確認します。ここでは電子申請のみで利用する項目についてご紹介します。

[社会保険情報] タブ



[電子用事業所整理記号] は、「納入告知書」等に記載の事業所整理記号を参照のうえ、左枠に郡市 区符号(半角2文字)、右枠に事業所記号(半角1~4文字)を入力します。都道府県コードの入力 は不要です。

[電子申請] タブ



[提出先・申請者情報] タブでは、提出先の年金事務所や申請者情報を設定します。

[社労士・連絡先情報] タブでは、電子申請を代理で行う社労士の情報や、連絡先情報を設定します。 社労士による電子申請でない場合は、連絡先情報のみ設定します。

[健康保険組合] タブでは、提出先の健康保険組合の情報や申請者情報、連絡先情報を設定します。

※[電子媒体管理項目名称] タブについては、健康保険組合より固有項目について指示がある場合 に入力を行ってください。

③ 算定基礎届の計算、計算結果の修正

e-Gov へ送信する算定基礎届の計算を行い、必要に応じて計算結果を修正します。

計算および修正は、「社会保険」ー「算定基礎届計算・修正」から行います。

詳しい操作方法は、「『PCA 給与シリーズ』での定時決定(算定基礎届)の計算の仕方」等をご確認ください。

【電子申請用データの集計】

事前準備が終わっている場合、電子申請用データの集計を行います。

- ①「社会保険」ー「算定基礎届」を起動し、条件指示画面を表示します。
- ② [出力の種類] にて[電子申請用集計] [平成30年3月から] を選択します。
- ③ 複数の社会保険コードがある場合は[事業所情報の設定]で社会保険コードを指定し、[実行]をクリックします。



④「データの作成に成功しました」のメッセージが表示されたら、[OK] をクリックします。



※電子申請用集計を実行した際に、「データが不正です。」や「データを作成しましたが、以下の提出先にエラー項目があります。」のメッセージが表示される場合があります。

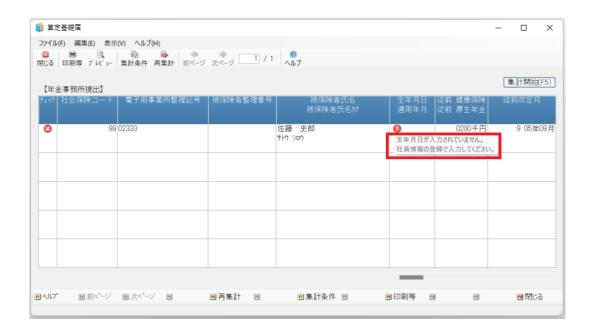




エラー部分については、電子申請チェックリストで確認することができます。

「社会保険」-「算定基礎届」の条件指示画面で、[出力の種類] は [画面]、[帳票の選択] は [電子申請チェックリスト] を選択して提出先を指定のうえ、出力してください。

電子申請チェックリストでは、エラー項目の赤いマークにカーソルを合わせることで、エラーの原因を 確認することができます。



【電子申請用データのチェック】

集計後はデータを作成し、仕様チェックプログラムでチェックを行います。

- ① 「電子申告・申請」ー「電子媒体申請」を起動し、条件指示画面を表示します。
- ② [出力の種類] は [電子媒体作成]、[データ領域の選択] は集計を行ったデータ領域を選択します。
- ③ [社会保険の選択] [提出先] [届の種類] も設定のうえ、データの作成先を指定して実行します。



④ データ作成に問題がなければ「作成が終了しました」のメッセージが表示されますので、[OK] を クリックします。



⑤ 作成されたデータは、届書作成プログラム内の仕様チェックプログラムを利用して、問題がないか チェックを行います。(操作方法は、日本年金機構のホームページをご確認ください。)

※複数の社会保険コードがある場合、社会保険コードごとに【電子申請用データの集計】と【電子申請用データのチェック】を行ってください。

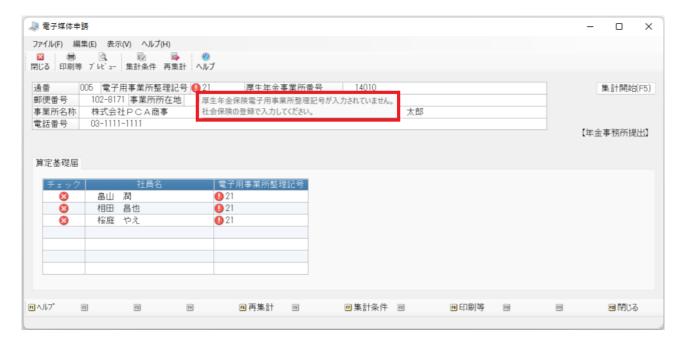
※電子媒体作成を実行した際に、「データが不正なため、電子媒体データを作成できません。」のメッセージが表示される場合があります。



エラー部分については、電子媒体チェックリストで確認することができます。

「電子申告・申請」 - 「電子媒体申請」の条件指示画面にて、[出力の種類] は [画面]、[帳票の選択] は [電子媒体チェックリスト] を選択して出力してください。

電子媒体チェックリストでは、エラー項目の赤いマークにカーソルを合わせることで、エラーの原因を 確認することができます。



【電子媒体へのデータ保存】

仕様チェックプログラムでデータに問題がないことを確認後、CD・ DVD ライティングソフトを使用し、 CD・ DVD に「ディスクアットワンス方式」で書き込みます。

※詳細はご使用のライティングソフトのメーカーにお問い合わせください。

また、ラベルは「電子申告・申請」-「電子媒体申請」より印刷するか、日本年金機構の届書作成プログラムを利用して作成します。

電子媒体での提出時の注意事項等につきましては、各提出先にご確認ください。

【参考】

• 70 歳以上の社員がいる場合、該当者の個人番号か基礎年金番号が必要です。マイナンバー管理ツールをご利用の場合、マイナンバー用パスワードの入力を求められることがあります。